

日米欧中韓の意匠制度の差異が 意匠登録の動向に与える影響の実証分析

一橋大学 イノベーション研究センター 講師 吉岡（小林） 徹

I. はじめに

製品の意匠の重要性は増している。この20年近く、製品の価値に占める性能、品質などの機能的な価値が生み出す競争力は減少し、美感や使用感、または、使用や保有によるメッセージの発信など意味的な価値の重要性が増してきた*1。意匠は、意味的な価値の重要な要素の一つであり、競争力への貢献が大きくなっていることが推測される。しかも、機能的な価値についても、意匠は貢献する。機能的な価値が革新的なものである場合、顧客によるその価値の認識は、主として外観を通じて行われる*2。技術的イノベーションの速度が速まっている中、それを的確に伝える意匠を生み出すことが重要になっている。

このような背景の下、意匠についての創作インセンティブを与える知的財産権制度もまた、その重要性が増している。主要地域*3の意匠を保護する制度は、国・地域による差が、特許・商標制度に比べ

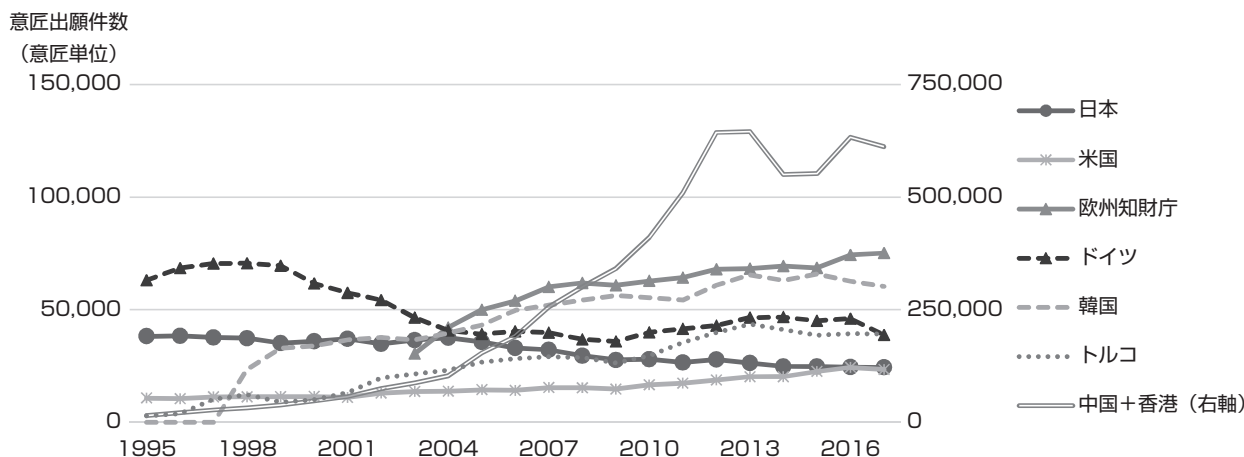
ると大きい。特に差異が顕著である、著作権制度を含めた保護体系、そして、意匠制度の実体審査の存在と保護対象の違いは、産業界の国際的な知的財産権戦略に影響を与えている*4。

本稿が特に注目をするものが、意匠制度である。これは、主要国・地域の中で日本だけが、自国からのその出願件数が減少傾向にあるためである*5 [図1]。この減少が、我が国の意匠制度に課題があるためであるのか否かについて検討されなければならない。ここでは拙稿*6を基に、意匠制度の差異が意匠出願動向に影響を与えているのか、とくに、日本での意匠出願を敬遠させる要因となっているのかについて実証分析の結果から、考察を行う。

*1 延岡健太郎「意味的価値の創造：コモディティ化を回避するものづくり」『国民経済雑誌』194号6巻（神戸大学経済経営学会 2006年）1頁-14頁

*2 JoAndrea Hoegg and Joseph W. Alba, "Seeing is believing (too much): The influence of product form on perceptions of functional performance," *Journal of Product Innovation*

● 図1 自国・地域居住者からの意匠出願件数（意匠カウント）



出所：WIPO IP Statisticsより作成